

一般社団法人日本ロボット学会

International Session Best Presentation Award 規程

2019年7月18日理事会制定

2019年11月13日理事会改定

(本規程の目的)

第1条 この規程は本会表彰委員会規程第5条に基づき、International Session Best Presentation Award の目的および選考の手続きを定めるものである。

(表彰の目的)

第2条 International Session Best Presentation Award は、英語による研究発表を奨励し、国際的に活躍する研究者を積極的に育成することを目的として、研究発表を英語によって行った研究者または技術者に贈呈する。

(受賞者の数)

第3条 International Session Best Presentation Award 受賞者は1名とする。また Finalist は2名程度とする。ただし、事情によりこれを変更できる。

(選考の対象)

第4条 International Session Best Presentation Award の選考の対象は、表彰を行う当年度における本会の学術講演会(以下、対象講演会と呼ぶ)においてなされた国際セッションでの講演発表者とする。

(受賞者の資格)

第5条 International Session Best Presentation Award および Finalist 対象者は、次の各号に該当する者とする。

- (1) 対象講演会講演申し込みの際、国際セッションの登録講演者として申し込み、かつ講演を行った者であること。
- (2) 過去に International Session Best Presentation Award を受けたことのない者であること。ただし、前年までの優秀国際セッションでの Finalist 経験者は受賞の対象者とする。

(賞の内容と贈呈)

第6条 International Session Best Presentation Award は賞状とし、Finalist にも賞状を贈呈する。双方ともに原則として学術講演会において、学術講演会の実行委員長が贈呈を行う。

(贈呈の発表)

第7条 前条の贈呈を行ったときは、受賞者の氏名、業績の内容等を原則として直後に発行する本会会誌に発表する。

(選考小委員会の設置)

第8条 International Session Best Presentation Award の候補者を選考するため選考小委員会を設ける。

- (1) 委員長 該当する学術講演会の表彰委員長
- (2) 幹事 国際担当理事が幹事を担当し、委員長の指揮を受け、委員会の会務を処理する。
- (3) 委員 国際委員会および学術講演会の表彰担当者が委員を担当し、幹事の指揮を受け、選考処理を実施する。

(選考の原則)

第9条 選考は公正を旨として行う。特別の利害を有する委員は当該する選考に関与してはならない。もし、候補者および候補者の発表論文の共著者に選考小委員会委員長が含まれている場合には、理事会で他の委員長を選び会長より委嘱する。その他の委員については選考小委員会委員長の判断による。

- 2 選考に当たっては結果が特定の分野等に片寄らないように配慮する。選考の具体的な手続きは各選考小委員会にて定める。

(第一次審査)

第 10 条 選考小委員会幹事は、国際セッションに投稿された論文を小委員会委員とともに対象講演会開催前に評価する。評価基準は、学術的論文においては主に研究の独創性、技術的論文においては主に技術の有用性とする。

2 選考小委員長は、評価結果に基づき小委員会での合議の上、3 名程度の最終候補者を決定する。

(第二次審査)

第 11 条 選考小委員長は、対象講演会の国際セッションの各発表に少なくとも 1 名の委員の聴講を指名する。

2 セッションを聴講する選考小委員は第一次審査で選出された最終候補者の講演について評価を行う。評価基準は講演者の研究に対する貢献度、発表の態度・工夫、研究者としての将来性を総合的に評価する。

(受賞者の選定)

第 12 条 選考小委員会幹事は、選考小委員会を開催し、受賞者の選考方法について確認する。選考にあたり第一次審査および第二次審査双方の評価結果に基づいて選考を行う。

2 選考小委員会幹事は、前項の選考方法に基づき、International Session Best Presentation Award 受賞者 1 名を選定する。

3 選考小委員会幹事は、第二次審査の対象となり、かつ International Session Best Presentation Award に選定されなかった対象者を Finalist として選出する。

(結果の報告)

第 13 条 選考小委員会幹事は前条の手続きにより表彰の候補者の選考を終ったときは、選考要旨その他所要事項を添えて結果を委員長および会長に報告する。

2 特に事情のある時は選考小委員会の議決を経て前項の手続きの一部を変更して実施できる。ただし委員長は理事会に対しこの事情を報告しなければならない。

(受賞者の決定)

第 14 条 本賞の受賞者は、前条の選考小委員会での審議に基づき決定する。

(経緯の非公開)

第 15 条 授賞に至るまでの個々の経過は非公開とする。理事および選考委員その他の関係者は、この趣旨を尊重しなければならない。

(選考小委員会の解散)

第 16 条 選考小委員会は、各表彰の贈呈が行われた時をもってその年度の任期を満了する。

(規程の改廃)

第 17 条 この規程の改廃は、国際担当理事、研究奨励賞選考小委員長が提案し理事会の承認を得て行う。

附則

1. 本規程は 2019 年 7 月 18 日より実施する。
2. 本規程は 2019 年 11 月 13 日より「International Session Best Presentation Award 規程」と改称の上、改定実施する。

本文書は「一般社団法人日本ロボット学会 International Session Best Presentation Award 規程」の正文であることを確認する。

2019 年 11 月 13 日

署名

印